

定 款
医療法人 **大 阪 会** 定 款

第 1 章 名称及び事務所

(名 称)

第 1 条 本社は、医療法人 **大 阪 会** と称する。

(事務所)

第 2 条 本社は、事務所を **大阪府大阪市阿倍野区旭町一丁目 2 番 7 号** に置く。

○丁目や○丁については、算用数字ではなく漢数字、かつ丁（目）は省略せず表記すること。複数の事務所を開設する場合は「本社は、主たる事務所を～、従たる事務所を～に置く。」と記載してください。

第 2 章 目的及び業務

(目 的)

診療所のほかに病院・介護老人保健施設を開設している場合は、それらを列挙してください。
第 4 条第 1 項・第 2 項、第 4 条の 2、第 3 0 条第 3 項・第 3 1 条第 5 項も同様とすること。

第 3 条 本社は、診療所（**病院及び診療所並びに介護老人保健施設**）を経営し、科学的でかつ適正な医療（**及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等**）を普及することを目的とする。

(業 務)

第 4 条 本社の開設する診療所（**病院及び診療所並びに介護老人保健施設**）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

(1) **医療法人大阪会 阿倍野診療所 大阪府大阪市阿倍野区旭町一丁目 2 番 7 号**

診療所のほかに病院・介護老人保健施設を開設している場合は、<例>を参考に列挙してください。
<例>

- (2) 医療法人大阪会 中央病院 大阪府大阪市中央区大手前二丁目 1 番 2 2 号
- (3) 介護老人保健施設 北の園 大阪府大阪市北区中之島一丁目 3 番 20 号

2 本会社が**大阪市**から指定管理者として指定を受けて管理する診療所（**病院及び診療所並びに介護老人保健施設**）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

(1) **医療法人大阪会 住之江診療所 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目 1 4 番 1 6 号**

(附帯業務)

第 4 条の 2 本社は、前条に掲げる診療所（**病院及び診療所並びに介護老人保健施設**）を経営するほか、次の業務を行う。

(1) **医療法人大阪会 浪速訪問看護ステーション 大阪府大阪市浪速区敷津西一丁目 5 番 2 3 号**

医療法第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を列挙してください。
附帯業務を行っていない場合は記載せず、以下条文を繰り上げてください。

第3章 基金

(基金の募集)

第5条 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(返還の義務)

第6条 本社は、基金の拠出者に対して、本社と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。

(基金の返還)

第7条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。

2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

(1) 基金（代替基金を含む。）

(2) 資本剰余金

(3) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

3 前項の規定に違反して本社が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。

4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。

5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。

6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社に対して返還することを請求することができる。

(利息)

第8条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

(代替基金)

第9条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

第4章 資産及び会計

(資産)

第10条 本社の資産は次のとおりとする。

(1) 設立当時の財産

(2) 設立後寄附された金品

(3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

基本財産についての条文を設けることもできます。この場合、第 10 条の次に、次の条文を加え、以下順次繰り下げてください。

(基本財産)

第 11 条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

(1) 現金 〇〇〇〇〇円

(2) 土地

・大阪府〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番 〇〇〇㎡

・大阪府〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番 〇〇〇㎡

所在の〇〇診療所敷地 計〇〇〇㎡

(3) 建物

・大阪府〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番

所在の木造瓦葺平屋建 〇〇診療所 1 棟 〇〇〇㎡

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第 11 条 本社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。

(資産の保管)

第 12 条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管する。

(予算の決議)

第 13 条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

(会計年度)

第 14 条 本社の会計年度は、毎年 〇月 〇日に始まり翌年(同年)〇月 〇日に終る。

(決算及び事業報告書)

第 15 条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を大阪市保健所長に届け出なければならない。

(剰余金の処分)

第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

第 5 章 社員

(社員資格の取得)

第 17 条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

(社員資格の喪失)

第 18 条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

(1) 除名

(2) 死亡

(3) 退社

2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつ

た者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

(退社)

第 19 条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。

第 6 章 社員総会

(会議の開催)

第 20 条 理事長は、定時社員総会を、毎年 2 回、○月 及び ○月に開催する。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。
- 3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

(議長の選任)

第 21 条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。

(決議事項)

第 22 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
 - (2) 基本財産の設定及び処分 (担保提供を含む。)
 - (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
 - (4) 収支予算及び決算の決定又は変更
 - (5) 重要な資産の処分
 - (6) 借入金額の最高限度の決定
 - (7) 社員の入社及び除名
 - (8) 本社の解散
 - (9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定
- 2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。

(議決の方法)

第 23 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

- 2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

(議決権及び選挙権)

第 24 条 社員は、社員総会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。

(書面決議及び代理人)

第 25 条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

- 2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。
- 3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

(議決権のない場合)

第 26 条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

(議事録)

第 27 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。ただし、議事録署名人は、社員総会において出席社員のうちから選出するものとする。

(細則)

第 28 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第 7 章 役員

(役員の種類及び定数)

第 29 条 本団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 ○名以上○名以内
うち理事長 1 名
- (2) 監事 ○名

(役員を選任)

第 30 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。
- 3 本団が開設する診療所(病院及び診療所並びに介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。
- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

(役員職務及び権限)

第 31 条 理事長は本団を代表し、本団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

- 2 理事長は、本団の業務を執行し、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない

上記第 2 項に替えて、以下の条文にすることも可能です。

- 2 理事長は、本団の業務を執行し、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本団の業務を監査すること。
 - (2) 本団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会及び理事会に提出すること。
 - (4) 第 1 号又は第 2 号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪市保健所長、社員総会又は理事会に報告すること。
 - (5) 第 4 号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- 5 監事は、本団の理事又は職員(本団の開設する診療所(病院及び診療所並びに介護老人保健施設)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

(役員任期)

第 32 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

条項の繰り上げ等により条文がずれている場合は該当する条項を記載して下さい。

3 役員は、第 29 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 33 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の 3 分の 2 以上の賛成がなければ、決議することができない。

(役員報酬等)

第 34 条 役員報酬等は、社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。

上記第 34 条に替えて、以下の条文にすることも可能です。

(例 1)

第 34 条 理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。

(例 2)

第 34 条 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。

(理事取引)

第 35 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本社との取引

(3) 本社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

役員損害賠償責任についての条文を設けることもできます。この場合、第 35 条の次に、次の条文を加え、以下順次繰り下げて下さい。

(役員損害賠償責任)

第 36 条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 本社は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 8 章 理事会

(構成)

第 36 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(職務)

第 37 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選出及び解職
- (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

(招集)

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。この場合、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。
- 3 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

上記第 38 条第 1 項から第 5 項に替えて、以下の条文にすることも可能です。

(例 1)

第 38 条 理事会は、各理事が招集する。

- 2 理事は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。
- 3 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

(例 2)

第 38 条 理事会は、理事会で定める理事が招集する。この場合、理事会で定める理事が欠けたとき又は理事会で定める理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 2 理事会で定める理事は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。
- 3 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第 40 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提

案について異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

(細則)

第 42 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、大阪市保健所長の認可を得なければ変更することができない。

第 10 章 解散、合併及び分割

(解散)

第 44 条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、大阪市保健所長の認可を受けなければならない。

(清算人)

第 45 条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、大阪市保健所長にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の終了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

(残余財産)

第 46 条 本会社が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの

歯科の場合は「歯科医師会」に変更すること

(合併)

第 47 条 本社は、総社員の同意があるときは、大阪市保健所長の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

(分割)

第 48 条 本社は、総社員の同意があるときは、大阪市保健所長の認可を得て、分割することができる。

第 1 1 章 雑則

(公告の方法)

第 49 条 本社の公告は、官報に掲載する方法によって行う。

上記第 49 条に替えて、以下の条文にすることも可能です。

(例 1)

第 49 条 本社の公告は、〇〇新聞に掲載する方法によって行う。

(例 2)

第 49 条 本社の公告は、電子公告（ホームページ）によって行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は〇〇新聞）に掲載する方法によって行う。

(施行細則)

第 50 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。